

消 防 局 告 示 第 2 号

令和3年(2021年)10月1日

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第36条第2項第2号の規定に基づき防火対象物を次のように指定する。

下関市消防局長

消防用設備等の点検を要する防火対象物を指定する件

消防法施行令第36条第2項第2号の規定により消防用設備等の点検を要する防火対象物は、次に掲げる防火対象物のうち延べ面積1,000平方メートル以上のものとする。

- (1) 寄宿舍、下宿又は共同住宅
- (2) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
- (3) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
- (4) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの以外の公衆浴場
- (5) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
- (6) 神社、寺院、教会、その他これらに類するもの
- (7) 工場又は作業場
- (8) 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- (9) 自動車車庫又は駐車場
- (10) 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
- (11) 倉庫
- (12) 事務所又は銀行等の事業場
- (13) 前各号に掲げる用途に供されている複合用途防火対象物

- (14) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
- (15) 延長50メートル以上のアーケード

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（平成17年消防局告示第2号の廃止）
- 2 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条第2項第2号の規定に基づき防火対象物を指定する告示（平成17年消防局告示第2号）は、廃止する。